

監 査 報 告 書

令和6年5月29日

学校法人向陽学園
理事長 烏山雅之 殿
評議員会議長 烏山雅之 殿

学校法人向陽学園

監事

江ッ 司



監事

西 邦子



私たちは、学校法人向陽学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学園の令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)における財産目録及び計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書「及び収益事業に係わる貸借対照表、損益計算書」)を含め、学校法人の業務及び財産に関し監査を行いました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以上